

## 「銀行取引約款集（銀行代理店用）」等の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2026年3月9日付で、以下の約款・商品概要説明書について改定いたします。

### 1. 改定理由

インターネットバンキングのサービス内容の一部変更および、セキュリティ強化の一環として本人認証方法に「電話認証」を導入のため

### 2. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。

### 「銀行取引約款集（銀行代理店用）」新旧対照表

2026年3月9日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>&lt;銀行取引共通約款（銀行代理店用）&gt; 第2章 インターネットバンキングシステムにおける本人確認と認証 <b>第13条 確認手段</b> (1) インターネットバンキングシステムを通じたサービスの提供にあたっては、次に掲げる方法の組合わせ(以下、<u>第1号から第5号までの方法を総称して「パスワード等」といい、第6号と合わせて「本人認証方法」といいます</u>)を利用して本人確認の手続きを行います。 1.~5. 略 <u>6. 電話認証</u> <u>インターネットバンキングシステムにおいて、</u></p>	<p>&lt;銀行取引共通約款（銀行代理店用）&gt; 第2章 インターネットバンキングシステムにおける本人確認と認証 <b>第13条 確認手段</b> (1) インターネットバンキングシステムを通じたサービスの提供にあたっては、次に掲げる方法の組合わせ(以下、総称して「パスワード等」といいます)を利用して本人確認の手続きを行います。 1.~5. 略 <u>6. (新設)</u></p>

銀行取引口座から当社もしくは他の金融機関の国内本支店の口座宛、または野村証券の本支店に有するお客様名義の証券取引口座宛の振込各種サービスをご利用いただくとき、「振込約款(銀行代理店用)」第11条に定める振込限度額の変更を行うとき、ワンタイムパスワードの利用登録に係る手続きを行うとき、その他当社が定めるときに使用するものです。当社所定の方法により電話を使用した認証を行うものをいいます。

(2) 前項(第6号を除きます)の本人確認は、ログイン時及び各種サービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られたまたは当社もしくは野村証券が発行したパスワード等とを照合し、その一致を確認する方法で行います。前項第6号の本人確認は、当社所定の方法により、お客様が当社に届出られている電話番号からの着信を確認する方法で行います。

#### **第14条 取得・登録**

お客様は、前条1項各号の確認手段につき次の手続きを行うものとします。

(1) ~ (3) 省略

(4) 認証カードの取得について

1. お客様は、銀行取引口座の開設後に、認証番号を記載したカード(以下、「認証カード」といいます)を当社所定の方法で取得することができます。
2. 認証カードの取得はお客様の任意としますが、取得を行わない場合、インターネットバンキングシステムにおける当社または他の金融機関の国内本支店の口座宛の振込各種サービス及びインターネットバンキングシステムによる振込限度額の変更はできません。なお、

(2) 前項の本人確認は、ログイン時及び各種サービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られたまたは当社もしくは野村証券が発行したパスワード等とを照合し、その一致を確認する方法で行います。

#### **第14条 取得・登録**

お客様は、前条1項各号の確認手段につき次の手続きを行うものとします。

(1) ~ (3) 省略

(4) 認証カードの取得について

1. お客様は、銀行取引口座の開設後に、認証番号を記載したカード(以下、「認証カード」といいます)を当社所定の方法で取得することができます。
2. 認証カードの取得はお客様の任意としますが、取得を行わない場合、インターネットバンキングシステムにおける当社または他の金融機関の国内本支店の口座宛の振込各種サービス及びインターネットバンキングシステムによる振込限度額の変更、第5項に定めるところ

取引店によっては普通預金の払戻しに際して、認証カードまたはワンタイムパスワードが必要になる場合があります。

3. ～ 7. 省略

(5)ワンタイムパスワードの利用登録について

1. お客様は、当社所定のスマートフォン等のアプリを利用して生成され、表示される数字の列(以下、「ワンタイムパスワード」といいます)を、当社所定の取引における認証番号として使用することができるものとします。

2. ワンタイムパスワードの利用にあたっては、電話認証を使用して当社所定の方法により利用登録していただきます。

3. ～ 4. 省略

#### 第15条 管理とセキュリティ

(1) パスワード等及びお客様が当社に届出ている電話番号での電話発信が可能となる媒体(以下、「電話媒体」といい、携帯電話機本体やSIMカードを含みますが、これに限りません)は、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者にパスワード等の開示または電話媒体の提供(電話媒体を第三者の利用可能な状態におくことをいい、貸与を含みますが、これに限りません。以下同じ)をしないでください(当社及び当社の銀行代理店である野村証券の役員及び社員がパスワード等をお尋ねすることはありません)。また、パスワード等については、生年月日や電話番号に現れる数字列、同一数字のみで構成される数字列等、他人から推測されやすい番号の使用を避けてください(但し、認証番号を除きます)。

(2)～(8) 省略

によるワンタイムパスワードの利用登録を行うことはできません。なお、取引店によっては普通預金の払戻しに際して、認証カードまたはワンタイムパスワードが必要になる場合があります。

3. ～ 7. 省略

(5)ワンタイムパスワードの利用登録について

1. お客様は、当社所定のスマートフォン等のアプリを利用して生成され、表示される数字の列(以下、「ワンタイムパスワード」といいます)を、当社所定の取引における認証番号として使用することができるものとします。

2. ワンタイムパスワードの利用にあたっては、あらかじめ認証カードを使用して当社所定の方法により利用登録していただきます。

3. ～ 4. 省略

#### 第15条 管理とセキュリティ

(1) パスワード等は、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください(当社及び当社の銀行代理店である野村証券の役員及び社員がパスワード等をお尋ねすることはありません)。また、パスワード等については、生年月日や電話番号に現れる数字列、同一数字のみで構成される数字列等、他人から推測されやすい番号の使用を避けてください(但し、認証番号を除きます)。

(2)～(8) 省略

第3章 インターネットバンキングによる  
口座不正使用による補償について

**第15条の3 不正な振込被害の補償等**

1. ～ 3. 省略
4. お客様に「故意」もしくは「重大な過失」(パスワード等を他人に知らせた、または他人が容易にアクセス可能な状態(通信機器等のメモ機能やインターネットのデータ保管サービス等の利用を含みます)で保存していた、電話媒体の提供をした、またはその他お客様の故意と同視しうる程度にお客様の過失が大きい場合を含みます)または法令違反があった場合
5. ～ 10. 省略

第4章 届出事項の変更等

**第16条 変更手続**

(1)住所、氏名、電話番号、メールアドレスその他の当社への届出事項に変更がある場合、お届出印または認証カードを紛失した場合、スマートフォンの紛失等によりワンタイムパスワードの利用を停止する場合、お客様が電話媒体の紛失等によりお客様ご自身による電話認証に支障が生じたことを認識した場合、お届出印を変更する場合は、当社または野村証券へ直ちに届出て、当社所定の手続きをとるものとします。住所または氏名の変更の場合には、その変更を証する所定の書類を当社宛に提出してください。なお、本約款においては、本項による変更等の手続きを含む各種届出等のうち当社が指定する事項については、野村証券への届出等(野村証券での証券取引に関する届出等を含みます)をもって当社への届出等があったものとして取扱います。

第3章 インターネットバンキングによる  
口座不正使用による補償について

**第15条の3 不正な振込被害の補償等**

1. ～ 3. 省略
4. お客様に「故意」もしくは「重大な過失」(パスワード等を他人に知らせた、または他人が容易にアクセス可能な状態(通信機器等のメモ機能やインターネットのデータ保管サービス等の利用を含みます)で保存していた、その他お客様の故意と同視しうる程度にお客様の過失が大きい場合を含みます)または法令違反があった場合
5. ～ 10. 省略

第4章 届出事項の変更等

**第16条 変更手続**

(1)住所、氏名、電話番号、メールアドレスその他の当社への届出事項に変更がある場合、お届出印または認証カードを紛失した場合、スマートフォンの紛失等によりワンタイムパスワードの利用を停止する場合、お届出印を変更する場合は、当社または野村証券へ直ちに届出て、当社所定の手続きをとるものとします。住所または氏名の変更の場合には、その変更を証する所定の書類を当社宛に提出してください。なお、本約款においては、本項による変更等の手続きを含む各種届出等のうち当社が指定する事項については、野村証券への届出等(野村証券での証券取引に関する届出等を含みます)をもって当社への届出等があったものとして取扱います。

第5章 解約・取引の停止等

第19条 解約・取引停止事由

(1)

1. ～6. 省略
7. お届出印もしくは認証カードを紛失した場合、スマートフォンの紛失等によりワンタイムパスワードの利用を停止する場合、またはお客様が電話媒体の紛失等によりお客様ご自身による電話認証に支障が生じたことを当社が認識した場合

8. ～ 20. 省略

第6章 雑則

第29条 免責事項

(1)当社及び当社の銀行代理店である野村証券、または金融機関の共同システム運営体(以下、「システム運営体」といいます)は、次の事由によって生じた損害の責を負わないものとします。

- 1.省略
- 2.公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴、不正アクセスがなされたこと等による、本人認証方法に係る情報や取引情報等の漏洩(当社、野村証券またはシステム運営体が相当の安全対策の実施を怠った場合を除きます)

(2)当社及び野村証券は、次の事由によって生じた損害の責を負わないものとします。

1. 省略
2. ログイン時及び各種サービス利用時に第13条(2)に定める方法で本人確認した上で取扱いを行ったこと

3.～4. 省略

第5章 解約・取引の停止等

第19条 解約・取引停止事由

(1)

1. ～6. 省略
7. お届出印もしくは認証カードを紛失した場合またはスマートフォンの紛失等によりワンタイムパスワードの利用を停止する場合

8. ～ 20. 省略

第6章 雑則

第29条 免責事項

(1)当社及び当社の銀行代理店である野村証券、または金融機関の共同システム運営体(以下、「システム運営体」といいます)は、次の事由によって生じた損害の責を負わないものとします。

- 1.省略
2. 公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴、不正アクセスがなされたこと等による、パスワード等や取引情報等の漏洩(当社、野村証券またはシステム運営体が相当の安全対策の実施を怠った場合を除きます)

(2)当社及び野村証券は、次の事由によって生じた損害の責を負わないものとします。

1. 省略
2. ログイン時及び各種サービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られたまたは当社もしくは野村証券が発行し、もしくはスマートフォン等のアプリで生成されたパスワード等とを照合し、一致を確認した上で取扱いを行ったこと

3.～4. 省略

<p>5. 氏名、<u>住所、電話番号</u>その他の届出事項の変更手続き、お届け印もしくは認証カードの喪失の届出、またはワンタイムパスワードの利用停止の届出が完了していなかったこと</p> <p>6. ~ 9. 省略</p> <p style="text-align: right;"><u>(2026.03.09)</u></p>	<p>5. 氏名、その他の届出事項の変更手続き、お届け印もしくは認証カードの喪失の届出、またはワンタイムパスワードの利用停止の届出が完了していなかったこと</p> <p>6. ~ 9. 省略</p> <p style="text-align: right;"><u>(2026.01.05)</u></p>
---	---

以上